

■医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に対する取り組みについて

当院では、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記の事に取り組んでいます。

○看護職員の負担軽減に関する取組み

- ①業務量の調整
- ②看護職員と多職種との業務分担
- ③多様な勤務形態の導入
- ④夜勤負担の軽減
- ⑤妊娠中、育児 又は 介護を行っている職員への配慮

項目		目標達成年次	具体的な取り組みの内容
業務量の調整	時間外労働が生じないような業務量の調整	令和7年度末 <u>※前年度より継続</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟などの状況に応じて他部署から、応援看護師を派遣する。 ・多様な勤務形態の導入により業務量を分散する。
看護職員と他職種との業務分担	薬剤科	令和7年度末 <u>※前年度より継続</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師により持参薬確認業務を行う。 ・採用薬剤の変更、新規採用等の資料を作成する。
	リハビリテーション科		<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ実施患者にかかる移送業務の軽減を図る。
	検査科		<ul style="list-style-type: none"> ・外来における検査に必要な採血業務を分担する。 ・検体スピッツの集配、データを届ける。
	地域医療連携室		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時病棟への送迎や案内・誘導を行う。病棟が対応できない場合に同行する。 ・他科受診、入退院調整を相談室・看護部と共同して行う。
多様な勤務形態の導入		令和7年度 (第1四半期)	<ul style="list-style-type: none"> ・早出、遅出等従事しやすい勤務形態を導入する。
夜勤負担の軽減	夜勤従事者の配置	令和7年度末 <u>※前年度より継続</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤専従従事者の導入による従事者の負担軽減。
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	超過勤務及び夜勤勤務の制限	令和7年度末 <u>※前年度より拡充継続</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に所属長に申し出ることで、超過勤務及び夜勤減免が可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。
	産前産後休暇		<ul style="list-style-type: none"> ・産前8週間前から産後9週間を経過するまで取得可能のことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。

	育児休業制度		<ul style="list-style-type: none"> ・出生時育児休業（産後パパ育休）の取得推進・理解を求める。
	育児支援制度		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び部分休業が取得可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。 ・子の看護休暇の取得要件拡充にかかる周知・啓発。職員相互間の理解を深める。
	介護支援制度		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の介護のために連續する6か月の期間内で必要な期間に勤務しないことが可能。
	介護休暇制度		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護種の介護及び要介護者の必要な世話をする職員は年5日取得可能なことの周知・啓発。職員相互間の理解を深める。
その他	電子カルテ導入検討	令和7年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化等を図るべく導入検討をする。